

議案第 5 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 2 5 年 5 月 1 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、北名古屋市都市計画税条例を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したからである。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、
北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分
する。

平成25年3月31日

北名古屋市長 長 瀬 保

北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例

北名古屋市都市計画税条例（平成18年北名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項若しくは第38項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北名古屋市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第13項の規定の適用については、同項中「、第33項若しくは第38項」とあるのは「若しくは第33項」とする。